

平成15年4月21日
周南社協規程第21号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
社会福祉基金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に、社会福祉基金（以下「基金」という。）制度を設ける。

(目的)

第2条 この基金は、寄付者の善意を継続するため、寄付者の意思を尊重して金融機関に預金し、一定の利子をもって社会福祉事業の資金にあてる。

(基金の額)

第3条 基金の額は、100万円以上とする。

(基金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も安全かつ确实有利な方法で管理し、別に定める基金台帳に明記しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 この基金を、基金以外の目的に使用する場合は、寄付者の了解を得るとともに、理事会の議決によらなければならない。

(基金の運用)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計収支計算に計上して福祉事業の財源にあてる。

(会 計)

第6条 本会計は一般会計とし、他の経理と区分する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月21日から施行する。